

平成15年(ヨ)第10009号  
地位保全仮処分命令申立事件  
債権者 吉井 康雄  
債務者 学校法人 大阪経済大学

答 弁 書

平成25年3月13日

大阪地方裁判所 第5民事部 保全1係 御中

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号  
俵ビル2階 俵 法律事務所 (送達場所)  
電 話 06 (6323) 6700  
FAX 06 (6323) 5510

上記債務者代理人

弁護士 寺 内 則 雄



- 第1 申立の趣旨に対する答弁  
債権者の申立を却下する。
- 第2 申立の理由に対する答弁  
1 被保全権利について

[1について] 概ね認める。大阪経済大学は学校法人である債務者が設置する大学である。また、採用は「情報管理論分野の科目担当者」として採用したものであり、採用時の履歴書は乙1のとおりである。

[2について] 甲1の定め自体は認め、3頁の「もっとも」以下の記述は、以下の債務者の主張に反する点は争う。すなわち、特任教員推薦委員会の審査が形式的であるとか、本人が特に反対しない限り推薦をしてきているとか、教授会の選考は単に推薦を形式上追認するだけである

27日 4:30

とか、理事会における選考も実質的な議論もなく例外なく承認してきているとか、里上教授が特任教員に任用されなかったことが不当であるとの点はいずれも強く否認する(乙2)。「債務者に6年以上勤務し、定年退職した専任教員について、一定の基準を満たした者を特任教員として任用することができる」とある点は、正しくは、「本学の教育、研究水準の向上のために特に必要が認められるとき」に(甲1の2条)、6年以上勤務した定年退職者からも任用できるというもので、仮に一定の基準を満たしていても、大阪経済大学の教育、研究水準の向上に特に必要であると認められなければ、任用されることはない。

議論の  
対象ではない

公正な評価を  
受ける  
その  
結果が如何なる

[3について]

特任を前提にせざるを得ない  
建前的事実がある  
※ 6 教員会の発言

債権者が6年以上勤務していたことは認めるものの、「特任教員Aとしての任用を希望していた」とある点は不知であり、その余(特に、著作、実績状況、授業時間数、活動)は、以下の債務者の主張に反する点は争う。すなわち、過去5年間における研究論文、著書についていえば、『ハンドブック』(共著)の5頁の分担執筆を「研究論文」や「著書」と評価することができるか疑問であり、また、その他も採用科目分野そのものではないので、基準を満たしているかいないかは不明である。更に、本学経営学部は、1部(昼間部)と2部(夜間部)および大学院経営学研究科を擁し、大隅キャンパスと北浜キャンパスで開講されているところ、ほとんどの専任教員(教授)は複数の部または複数キャンパスでの授業をこなしているが、債権者は大隅キャンパスで昼間部のみを担当しているに過ぎない。過去において夜間部の授業科目変更にも異を唱え、担当を辞退し、大学院科目も数年間受講者無しの状態が続いたため、自ら担当を辞退し、その後科目

議論

大阪経済大学  
経営学部  
研究論文  
著書

- 情報の特異性を  
通知する発言
- 衆知を基とする
- 当事者を念頭に議論は  
成り得る

議論の発端

完全に内蔵  
北浜の発言

二重の意味



債権者に任用申請を思いとどまるよう説得したが、債権者がこれを拒否したものである。

教授会の議を経なければならぬとの規定がないとか、井形学部長が、カリキュラム検討委員会が債権者の授業計画を認めないことを「授業計画書の不備」と強引な

非難をしたうえ、徳永学長が推薦委員会の開催も不可能であると回答するに至ったと非難する。しかし、経営学部カリキュラム検討委員会は、学部の各分野から

⇒

選ばれた8名の教員で構成され、カリキュラム編成、各年度の授業担当、授業担当の人事案件を実質的に審議しており、学部教学の中核となっているところ、特任教員を含めた教員の採否については同委員会の判断によるところが大きく、担当科目が成立しない以上、

「3ヶ年授業担当計画」は成立しないので、特任教員推薦委員会で要求される書類が不備となることは明らかである。なお、特任教員の任用の判断は、各種の教員採用と同じく教授会に委ねられており、出席教授会員の3分の2以上の同意を必要（乙4）とするところから、上記のカリキュラム検討委員会の判断からして、教授会メンバーの同意を得ることが極めて困難であると予想し得る状況を説明したうえ、井形学部長が前記説得、進言したままで、何ら違法な点は認められない。また、この経過並びにこの経過に伴う後任人事については、後日、学内理事会及び教授会で承認され、実行されている。

教授会では徳永学長に拒否した、2013年4月15日

[5について]

本件において、債権者が主張するような労使慣行が認められるためには、同種の行為又は事実が長期間反復継続されていること、当事者が明示的にこれによることを排斥していないことのほか、就業規則を制定改

廃する権限を有するものが、当該取扱について規範意識を有していたことを要するとされるのが一般である。しかるに、そもそも、平成22年4月1日から施行されている特任規程（甲1）は、昭和52年に定年制導入の代替措置としてではなく、特別な恩恵的処遇として規程化されていた旧特任規程が改正されたものであるところ、債務者大学において、そのような規程制定の趣旨に抵触するような運用を慣行として行わなければならないような事情は全くない。

また、特に辞退の意思表示をしなければ必ず特任教員として採用（再雇用）されるというのではなく、他学部の教授会のように「教学」面を理由に採用推薦を控える事例も存在している。

更に、従前から、特任教員に対する辞令の交付は理事長名義で行われており、教授会に特任教員の採否の最終決定権限がないことは継続的に明らかとされている。特任教員の採用について、従前、教授会が選考（決定）した特任教員候補者がそのまま特任教員として採用されていたとしても、それは、経営責任を負う理事会として自ら実質的な判断をしたうえで、これを行ってきたものである。債務者において、教授会の選考（決定）を理事会が追認し、特任教員となるという取扱に従うべきであるとの認識（規範意識）が存在したということとは全くない。

したがって、債務者大学において、債権者が主張するような労使慣行が成立していると認める余地は全くない。

〔6について〕

争う。特に、債権者が必要書類を全て提出したことをもって特任教員Aに採用される法的保護に値する期待権があるとの点は強く否認する。なお、平成24年

11月16日開催の債権者も出席していた教授会において、「特任教員への申出が不受理となった」旨の報告があり、同年11月30日開催の債権者も出席していた教授会において、「(本人の担当科目がない)カリキュラム改定案(学則・履修修正案)」が了承され、また、「本人より演習担当者の引継依頼」の報告がなされていること、平成25年1月30日「個人研究室についてのお願い」と題する書面を備品・書籍の返却リストとともにメールボックスに投函したところ、債権者からクレームがあったが、その後3月28日か29日に研究室を明け渡すことを了解していることを補足しておく。

### 第3 債務者の主張

- 1 被保全権利については、前記答弁において主張したところからもその権利が存在しないことは明らかであるし、就労請求権の点も補足しておく。労働契約においては、労働者は使用者の指揮命令に従い、一定の労務を提供する義務を負担し、使用者は一定の賃金を支払う義務を対価的に負担するのが最も基本的な法律関係であり、労働契約等に特別の定めがある場合又は労務の提供につき特別の合理的利益を有する場合を除いては、労働者は使用者に対する就労請求権を有するものではないし、債権者・債務者間の労働契約には債権者が就労請求権を有することや講義や演習で学生とともに研究することが、学者・研究者として必要不可欠で、就労につき特別の合理的利益を有する旨を主張するようであるが、債権者の研究は大学の研究室以外においてもなし得るものであり、講義や演習は、学生に教育をする場であって債権者の研究の場ではない。従って、債権者は研究という労務の提供につき特別の合理的利益を有しないことは明らかである。

なお、就労請求権の不存在を理由に、大学教授に講義を行わせよとの仮処分申請を却下した決定(昭和61年11月7日大阪地裁堺支部決定。乙5)や、同様の理由で大学専任講師に対する自宅待機命令の効力停止と研究施設の利用、教授会への出席等に対する妨害の禁止を求めた仮処分申請を却下し

た決定（昭和63年9月5日大阪地裁決定。労働判例530号62頁。乙6）を参考のため掲記しておきたい。

- 2 次に、保全の必要性についてであるが、①仮の地位を定める仮処分の必要性とは、債権者債務者間の法律関係に争いがあるために債権者が現在被っている著しい損害を避けるために、一時的暫定的措置によってある権利関係を形成し、本案の確定判決があるまでこれを維持し又は実現しなければならない状況をいうものである。そして、労働者の労働契約上の権利の中核をなすのは賃金債権であり、賃金仮払い以上に本件申立の趣旨のような抽象的な地位保全の仮処分が認められるためには、財産的損害以外の著しい損害が存することが必要であるが、本件において債権者には、そのような損害は存せず、地位保全の必要性は認められない。②また、債権者はこれまで平成24年度には1400万円あまりの収入を得ていた（乙7）ほか、退職金として平成25年3月29日に1337万円を受領する予定であるので（乙8）、債権者は当座の生活に困窮を来すことはなく、保全の必要性は認められない。③仮に債権者に就労請求権としての研究する権利が認められるとしても、債権者の研究は、大学の研究室以外の場所においてもなしうるものであり、大学の研究室において研究できないことによっても、研究に関して支障は生じておらず、何らかの支障が生じているとしても、後に損害賠償によって救済しうる程度の軽微なものであるから、いずれにしても債権者の就労を保全すべき必要性は認められない。なお、前記昭和63年9月5日大阪地裁決定の抗告審である平成元年2月8日大阪高裁決定（労働判例551号84頁。乙9）は、被保全権利である就労請求権の有無について判断せず、保全の必要性が認められないとして、大学専任講師の抗告を棄却している。

#### 第4 結語

以上の次第であるので、債権者の本件申立は何ら根拠のないものであること明らかであるので速やかに棄却されるよう求める。

以上

疎 明 方 法

1. 乙第1号証 履歴書 (債権者)
2. 乙第2号証 大阪地方裁判所 平成17年 (ヨ) 第10015号 決定
3. 乙第3号証 大阪経済大学経営学部教授会議事録 (抜粋) (2012.9.28)
4. 乙第4号証 大阪経済大学経営学部教授会規程
5. 乙第5号証 昭和61年11月7日大阪地裁堺支部決定
6. 乙第6号証 労働判例530号62頁以下
7. 乙第7号証 平成24年度分「給与所得の源泉徴収票」 (控)
8. 乙第8号証 平成25年度分「退職所得の源泉徴収票」 (但し, 見込分)
9. 乙第9号証 労働判例551号84頁以下

附 属 書 類

- 1 疎明方法 (乙第1号証～第9号証) 写各1通